

陸上輸送半日往復圏の人口カバー率の向上を図る。

(イ) 情報通信

都市とそん色のない高水準の情報の提供により、地域の活性化や地域住民の利便性の向上に資するため、民間主導原則のもと、高度な情報通信基盤の整備を推進する。

また、IT革命の進展に対応して、民間事業者等による家庭や職場までの高速大容量の情報通信網の早期実現にも資するよう、道路、河川等の施設管理用光ファイバー及びその収容空間等の積極的な整備、開放を推進する。

- ① 移動通信サービスが使えない状態や民放テレビの難視聴、民放中波ラジオの受信障害の解消を図るために施設・設備及び地域公共ネットワークの整備を行う情報通信格差是正事業等を推進する。
- ② ケーブルテレビ、インターネット、コミュニティ放送等の情報通信媒体を用いて地域情報化の振興を図るテレトピア計画や放送型ケーブルテレビシステムの整備に必要な資金の融資を行うケーブルテレビ普及支援の一環として、農村においても情報通信システムの整備を推進する。
- ③ 情報化社会の進展に対応し、下水道管理の高度化を図るため、下水道管理用光ファイバーの敷設及び関連設備の整備を行う。
- ④ 大河川氾濫時や土砂災害発生時における人命喪失等重大な被害の発生を回避し、ハード、ソフト両面から水害、土砂災害に対する安全性を高めるため、水門等を遠隔操作するための施設やCCTV（監視カメラ）、浸水センサー、GPS（全地球測位システム）による斜面監視等の観測・監視装置を整備し、情報の迅速な収集、提供体制の構築を推進する。また、インターネットや携帯電話を活用し、即時の雨量、河川水位、水防警報等の防災上有用な情報を広く国民に提供する。さらに、河川の流況等の生の映像を指定公共機関であるNHKに提供することにより、災害の情報がテレビ報道を通じて国民に提供されるようにする。



(ウ) 衛生

都市部と農村部の格差を是正する観点から、農村における汚水処理施設や下水道等の整備を推進する。

- ① 下水道の処理区域外の地域において、浄化槽によりし尿及び生活雑排水を処理し生活環境の保全を図る「浄化槽設置整備事業」を引き続き実施する。また、集合処理に比べ浄化槽による個別処理が経済的に効率的である地域等において、市町村が浄化槽の面的整備及び維持管理を行う「浄化槽市町村整備推進事業」を一層推進し、農村における汚水処理施設の整備を図る。
- ② 下水道により観光地のトイレを水洗化し、快適な環境を整備するとともに、河川・湖沼等の水質を改善し、地域の祭り等水にまつわる風物詩の復活に資する。
- ③ 都道府県が過疎市町村に代わって下水道根幹的施設の建設を行う「都道府県代行制度」により、過疎市町村の下水道整備の推進を図る。
- ④ 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽について、十分な連携・調整を図りながら、都道府県が策定する「都道府県構想」に基づき、地域の特性に応じた計画的・効率的な整備を引き続き推進する。
- ⑤ 農業集落排水施設と下水道の接続による連携についても引き続き行う。また、農村地域における汚水処理施設整備を効率的に推進するため、農林水産省と環境省・総務省が連携し、地域の実情に応じて、農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を引き続き行う。
- ⑥ 効率的な汚水処理施設整備を図るため、下水道や農業集落排水施設等、複数の汚水処理施設が共同で利用できる施設を下水道事業により整備する汚水処理施設

共同整備事業（M I C S）を引き続き実施する。

- ⑦ 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等の汚水処理施設の整備事業について、それぞれの特色を活かして連携して実施することにより、公共用水域の水質保全が一層促進されると見込まれる市町村に対し、関係省が各対象事業を重点的に支援する汚水処理施設連携整備事業を引き続き実施する。
- ⑧ 効率的な下水道の整備を図るため、複数の市町村により、広域的に下水道施設の共同化・共通化を行う施設を整備する特定下水道施設共同整備事業（スクラム）を引き続き実施する。

(エ) 教育

農村における適切な教育環境の整備を推進するとともに、文化施設、社会体育施設等の整備を推進する。具体的には、教育施設等について、地域の連携、学校施設の公共利用等により効率的かつ高度な利用を推進するため、地域住民のスポーツ活動の拠点となる施設を整備する地方公共団体を支援する「社会体育施設整備事業」の推進を通じて社会体育施設の整備を図る。また、地域住民の学習拠点としての機能向上を図るため、公民館、図書館等の社会教育施設の情報化等を促進するための諸活動について支援を行う。

(オ) 文化

農村において受け継がれてきた多様な伝統文化について、その保存及び継承等を推進する。

- ① 文化財保護法に基づき、農村等において生産、生業等に用いられる農具や衣服等のうち、我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なものと重要な有形民俗文化財に指定する。また、農村等に継承される風俗慣習及び民俗芸能のうち、我が国民の生活の推移を理解するために欠くことのできないもので特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理・防災や伝承事業に対する補助を行う。
- ② 棚田や里山等、人と自然の中で作り出された「文化的景観」を文化財として位置付け、新たに保護の対象とするなど、文化財保護法の所要の改正を行う。
- ③ 文化財保護法に基づき、農村に残されている歴史的な集落、町並みを重要伝統的建造物群保存地区に選定するとともに、その保存・活用に対する支援を行う。
- ④ 住宅マスタープラン等を活用し、地域の住文化を活かした住宅、景観に配慮した住宅等の供給促進を図ることにより、個性ある豊かな居住環境の整備を推進する。

(カ) 医療

農村を含めたへき地における医療を確保するため、へき地診療所について、従来、自治体立や日赤等公的団体が開設する診療所に限られていた補助金の交付を、医療法人や個人等の民間診療所にも対象拡大することにより、無医地区におけるへき地診療所の整備促進を図る。また、第9次へき地保健医療計画に基づき、へき地医療支援機構を中心として、二次医療圏を超えた広域的な支援体制を充実させる。

(キ) 住宅・宅地

U J I ターン、田園居住等による地方定住の促進を図るため、良好な居住空間

を確保し、地域の文化、景観を含む地域資源を活かしながら魅力と個性を備えた住宅・宅地の供給を着実に促進する。

- ① 豊かでゆとりある居住を実現するため、良好な居住環境を有する優良田園住宅、特定公共賃貸住宅等の供給を促進するとともに、地域活性化居住基盤総合整備事業等による質の高い居住環境整備を推進する。
- ② 高齢化の進展に対応し、バリアフリー化された賃貸住宅等の供給を促進するとともに、住宅施策と福祉施策との連携によるシルバーハウジング（バリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行う高齢者向けの住宅）や高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進により、高齢者が安心して生活できる居住環境整備を推進する。
- ③ 地域材等を活用した住宅生産体制の構築や、地域特性を活かした木造建築の普及・啓発を図る。
- ④ 良好的な居住環境を有する「新しいふるさと」への住み替え等を促進することにより、地域の活性化や健全な発展等に寄与する宅地開発事業の促進を図る。

(ク) 防災

地域の社会経済を支え、安全で安心できる暮らしの確保を促進するため、治山対策、治水対策、土砂災害対策、代替性を考慮した道路網の構築、道路防災対策等を推進する。また、除雪等の冬期道路交通の確保等を推進する。

さらに、地域の実情に応じて必要な農地防災、農地保全等を推進する。

- ① 近年の台風、集中豪雨等に伴い山地災害等が多発する状況にかんがみ、山腹崩壊、土石流等の山地災害や風害、飛砂の害、潮害を未然に防止するため、復旧治山、予防治山、防災対策総合治山、保安林改良、海岸防災林造成等の事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全の確保を図る。
- ② 高齢者等の災害弱者にとって、被災後の通常生活への復旧に多大な労力を要する床上浸水被害が頻発している地域において、おおむね5年間で被害の解消を図るべく床上浸水対策を実施する。
- ③ 局地的な水需要や渇水時の取水の安定性確保、地域的な治水安全度向上のため、地域の小河川における治水・利水対策を目的として生活貯水池の整備を推進する。
- ④ 自力避難が困難な高齢者等の災害弱者を土砂災害から守るため、老人ホームや病院等の災害弱者関連施設にかかる土砂災害危険箇所や高齢化率の高い地域において、土砂災害防止施設の整備を重点的に実施する。
- ⑤ 近年激甚な洪水・土砂災害が頻発していることから、被災地域の再度災害を防止するための制度を活用するなど、被災地域における洪水・土砂災害の再発を防止する対策を短期集中的に実施する。
- ⑥ 土砂災害から人命を守るために、以下の「土砂災害対策3つの緊急プロジェクト」を実施し、総合的な土砂災害防止対策の推進を図る。

a 土砂災害危険箇所認知プロジェクト

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査に対する補助制度により、土砂災害警戒区域等の指定等を促進

する。

土砂災害危険箇所の認知等を行うための土砂災害危険箇所図の作成等を推進する。

b 土砂災害情報伝達プロジェクト

地方自治体の防災活動や住民の警戒避難行動等を支援することを目的に、国土交通省河川局砂防部、気象庁、総務省消防庁が連携して、土砂災害警戒情報に関する伝達の施策を推進する。

住民等へ土砂災害に関する情報を伝えるモデル実験や簡易土石流監視装置の開発等を推進する。

c 土砂災害警戒避難プロジェクト

集落ごとの土砂災害防災拠点整備や土砂災害に関する人材育成・避難訓練を実施する。

⑦ 地域の日常生活や災害時の緊急活動等を支える道路について、法対策や橋脚耐震補強等の防災・震災対策を進めるとともに、豪雨等による地域の孤立解消や医療施設への交通手段の確保等、生命線となる幹線道路の計画的な整備を推進する。

⑧ 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、社会経済活動を支える拠点を結ぶ主要な道路等の除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械整備を推進する。

⑨ 浸水実績図、土砂災害危険区域図の作成及び災害が発生した場合の状況を想定して、避難地、避難路の位置、災害時の心得等を具体的に示したハザードマップの作成を支援し、住民の防災意識の効用と災害への備えの充実を図る。また、水防法に基づく浸水想定区域図を活用した、洪水ハザードマップの作成・普及の促進を図る。

(ケ) 公園

農村における日常的な休養・娯楽活動の場として、農村公園の整備を推進する。

また、都市計画区域の定めのない町村において整備される、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり農山漁村の生活環境の改善を図る公園の整備を推進する。

(コ) 福祉

農村における高齢化の進展を踏まえ、ホームヘルパーの育成、公共施設のバリアフリー化の促進等により、高齢者が安全に安心して活動できる環境整備を実施する。

① 特別養護老人ホーム等の整備を計画的に行うとともに、サテライト方式によるデイサービス（特別養護老人ホーム等を経営している法人が民家等を借り上げ、これを改修し、主に地方の高齢者に対して、いわば出張所として行われる通所介護）の推進を図るため、民家改修経費について支援を行う。

② 農村等における訪問介護員の養成に対する支援を推進する。

③ 高齢者、身体障害者等誰もが安全かつ円滑に通行できる歩行空間を確保するため、歩道の段差・勾配の改善等により、歩行空間のバリアフリー化を推進する。

④ 歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを支援するため、豊かな景観・自然、歴史的事物、文化的施設等を連絡でき、生活

者がゆとりとうるおいの実感できる質の高い歩行者空間形成のための道路整備をウォーキング・トレイル事業により推進する。

2 中山間地域等の振興に関する施策

国土面積の約7割を占める中山間地域等は、食料を安定的に供給するだけでなく、国土・環境の保全等の多面的機能を有している。しかし、近年は、過疎化・高齢化が一層進行し、耕作放棄地が増加するなど、多面的機能や地域活力の低下が懸念されている。

このため、農業の生産条件に関する不利を補正する中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、都道府県が策定する「地域別振興アクションプラン」等に則し、地域の基幹産業である農業及び関連産業の振興、他産業の振興等による多様な所得機会の確保、生活環境の整備等の施策について、総合的・計画的に推進する。

(1) 農業その他の産業の振興による就業機会の増大

- (ア) 冷涼な気候や標高差等中山間地域の特性を活かした新規作物等の導入や高付加価値型農業を推進するとともに、当該地域における就業機会の増大を図るために、集出荷施設や直売施設等を整備する「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を実施する。
- (イ) 就業機会の確保を図るために、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等の導入、地域の個性を活かした内発型の地場産業の振興を促進する。
- (ウ) 交通条件が極めて悪い奥地等において、産業の振興と生活環境改善のため、基盤となる道路整備の計画に対して、重点的な整備を支援する。
- (エ) 過疎地城市町村の実施する地域活性化のためのソフト事業のうち、モデルとなり得る取組を支援し、過疎地域の活性化を図る「過疎地域等活性化推進モデル事業」等を実施する。
- (オ) 過疎地域等において、総合的生活関連情報や産業・文化関連情報を効果的に収集・提供することによって、新たな連帯・連携意識の醸成、地域資源を活用した新たな産業の振興及び情報による地域間交流の推進等を図るための施設の整備を支援する「地域情報交流拠点施設整備事業」及び「加入者系光ファイバ網設備整備事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進する。
- (カ) 過疎地域のもつ自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を有効に活用し、ゆとりある生活に向けた国民一般のニーズにも対応しつつ、人・文化・情報等の交流を図ることを可能とする施設の整備を支援する「地域間交流施設整備事業」により、中山間地域においても当該施設の整備を推進する。

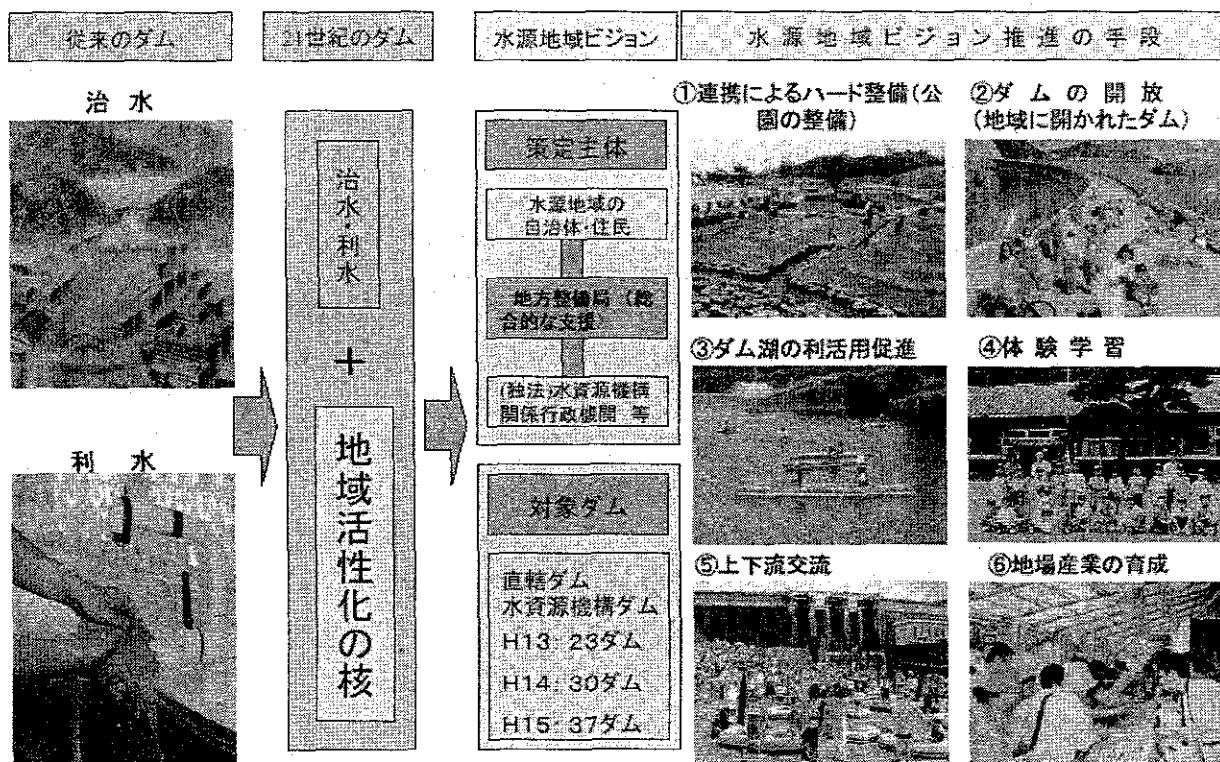
(2) 中山間地域における農業生産基盤と生活環境の一体的な整備の推進

- (ア) 自然的、社会的条件に恵まれず、過疎化や高齢化がより進行している中山間地域において、地域の実情に即した農業生産基盤の整備とあわせて農村生活環境等の整備を総合的に行い、地域における農業の生産活動の持続と農業・農村の活性化を図る。
- (イ) 離島振興法等に基づき、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・強

化、輸送の安定性の確保等による地域生活の利便性の向上等のための港湾整備を推進する。

- (ウ) ダムを活かした水源地域の自立的、継続的な活性化のために、水源地域の自治体・住民等とダム事業者・管理者との共同による「水源地域ビジョン」の策定を推進する。

水 源 地 域 ビ ジ ョ ン

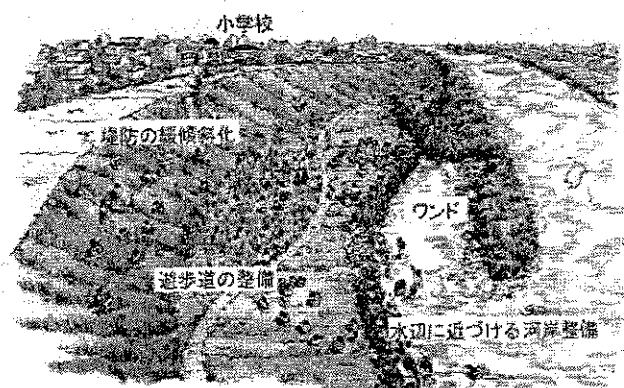


- (エ) 魅力と活力ある地域の形成に向けて、地域と共同で地域及び河川の特性を活かした交流網の拠点となる「水辺プラザ」の整備等を推進する。

- (オ) 環境学習や自然体験等、水辺における活動を活性化するため、地域の市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となり、「子どもの水辺」再発見プロジェクトを推進する。また、水辺での活動を安全かつ充実したものとするために必要な場合、「水辺の楽校プロジェクト」によりワンド (川の本流とつながっているが、水制等に囲まれて池のようになっている場所) や水辺に近づきやすくする河岸整備等を行う。



「子どもの水辺」での活動の様子(近木川(大阪府))



「水辺の学校」のイメージ図

- (カ) カヌーやラフティングをはじめとした水面利用や自然体験活動等、河川における活動が活発化、多様化していることを踏まえ、カヌーポート（停泊所）等の整備を図る。また、全国の川で活動する市民団体等で構成される「川に学ぶ体験活動協議会（R A C）」と連携し、川で安全に活動するための指導者、ガイドの育成を進めなど、リバーツーリズム（川を楽しむ余暇活動）を推進する。
- (キ) 川沿いのまちづくりと河川改修を一体的に行うことにより、市町村の個性を活かしたまちの顔を創出する「ふるさとの川整備事業」、堤防を広げるとともに桜等を植樹し、憩いの場を創出する「桜づつみモデル事業」を推進する。

(3) 中山間地域等における多面的機能の確保を特に図るための施策

- (ア) 担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、以下の基準により中山間地域等直接支払制度を引き続き実施する。
 - ① 対象農用地は、特定農山村法や山村振興法等の地域振興立法の指定地域等の農用地区域のうち、傾斜等により農業生産条件が不利な1ha以上の一団の農用地とする。
 - ② 対象行為は、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定または第3セクターや認定農業者等が農地集積や農作業を受託する場合の個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とする。
 - ③ 単価は、平地地域との生産条件の格差の8割相当額とする。
なお、本制度については、中立的な第三者機関において効果を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化や、各地域で取り組まれた活動の成果を踏まえ、平成16年度に制度全体の見直しを行うこととする。
- (イ) ふるさとではぐくまれてきた里地や棚田等の保全を図るため、地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施する。
- (ウ) 山村地域における環境保全機能を向上させるため、地域環境保全機能向上プランの策定及び資源・エネルギーの循環的・効率的利用のための施設等のモデル的整備

を実施する。

- (エ) 渡り鳥等生物の良好な生息・生育環境を有する自然河川や、湿地・干潟等湿地帯の保全・再生を行うため、河川の蛇行復元や、乾燥化傾向にある湿地の冠水頻度を増加させるなどの自然再生事業を推進する。
- (オ) 河川やその周辺部の水域において、魚類をはじめとする水生生物の生息環境を改善するとともに、人と自然がふれあえる地域整備を促進するため、河川、水路、ため池等の水路結合部の段差の解消や魚のすみか・避難場所の創出（ワンド、ビオトープ（動植物が恒常に生活できるように造成・復元された小規模な生息空間）の設置）等、「魚がすみやすい川づくりの推進～水域生態系ネットワーク整備～」を複合的に実施する。
- (カ) 土砂災害防止対策により安全で利用可能な空間を新たに創出し、自然・社会特性を活かした観光拠点や公園の整備等の地域づくりを支援する、砂防ランドスペース創出事業やふるさと砂防事業、特定利用斜面保全事業等を積極的に実施する。
- (キ) 歴史的価値を有する砂防施設を広く国民に理解してもらうとともに、地域の活性化を支援するために、文化庁と国土交通省の連携により、歴史的砂防施設の適切な保存・活用等のためのガイドラインに基づいた周辺整備等を砂防学習ゾーンモデル事業等により推進する。
- (ク) 砂防事業を実施している地域は自然条件が厳しい一方、景観、生態系等の自然環境の優れている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっている。そこで、自然的・社会的条件を勘案し、個々の溪流の特色を活かした砂防事業を開発し、水と緑豊かな溪流づくりを実施する。
- (ケ) 自然環境や景観上良好な状態を保ちつつ斜面の安全度を向上するため、既存樹木等を活かした「緑の斜面工法」を積極的に導入し、安全で緑豊かな斜面空間を創出する。

(4) 鳥獣害対策の推進

中山間地域において鳥獣による農林業被害が多発し、深刻な問題となっていることにかんがみ、鳥獣害対策を推進する。

- (ア) 農作物の防護柵等の被害防止施設を設置するとともに、先進的技術を用いた鳥獣の生息等の広域動向調査と接近警戒システムの応用、被害防止に必要な知識の普及活動や、地域において専門分野を活かして対策にあたる技術指導者チームの構築、効果的な被害防止技術の実証、追い払い等の活動を行う自衛体制の整備等を推進する。
- (イ) 鳥獣を適正に管理し、農林業被害を軽減する農林生態系の管理技術の開発等の試験研究、森林・特用林産物のための鳥獣害防止施設の設置、鳥獣の生息環境の保全及び整備並びに自衛のための有害鳥獣捕獲活動体制の整備等を推進する。

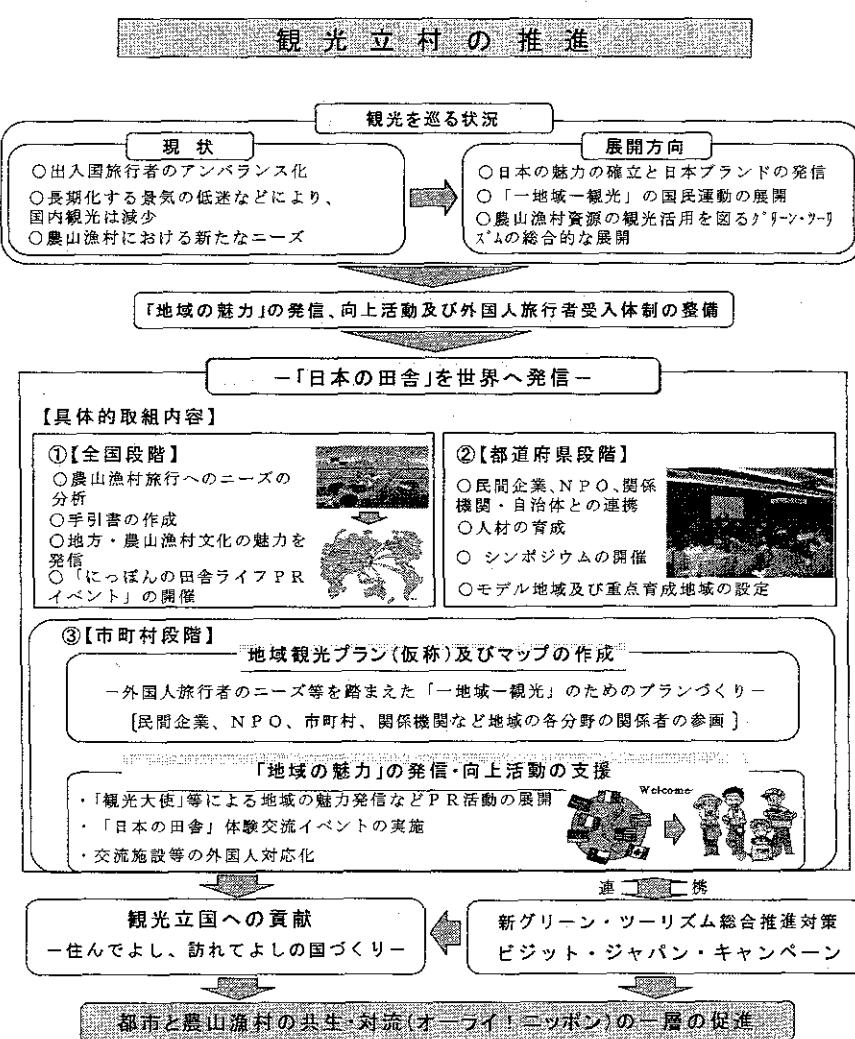
3 都市と農村の交流等に関する施策

(1) 都市と農村との交流の促進

都市と農山漁村の共生・対流という国民運動の一環として、グリーン・ツーリズム（農山漁村で楽しむ余暇活動）の提案・普及を図る。

このため、都市部のニーズに応じた農村情報の受発信機能の充実・強化、農村におけるグリーン・ツーリズムビジネスの起業家等の支援・育成、地域ぐるみで行う受入体制や交流空間の整備等について、関係府省と連携しつつ総合的に推進する。

また、農山漁村において、外国人旅行者等のニーズを踏まえた「一地域一観光」の実現に向けた取組を支援する。



- (ア) 地域がそれぞれのもつ魅力を自主的に発見し、高め、競い合う「一地域一観光」を推進するため、観光カリスマ塾の開催による人材育成、ハード・ソフト施策による総合的な支援を行う観光交流空間づくりモデル事業、地域の観光魅力づくり活動を推進する観光プラスワン大作戦等を実施する。

- (イ) 都市と農山漁村の市町村や住民等の連携による交流を推進するため、先導的な事業について交流活動を一体的に支援する。また、地域間の交流や連携による取組や、農山漁村等における地域づくり団体の活動を推進することにより、地域づくりの推進を図る。
- (ウ) 半島地域と都市間等において、NPOや地域住民等が主体となって行う観光、福祉、教育、文化等を通じた交流・連携網の形成を促進する取組を支援する事業等を行う。また、半島地域と都市部等内外との多様な交流・連携を促進するための交流事業を実施する。
- (エ) 「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」を指定するとともに、新たに、長期にわたる集団宿泊等の共同生活体験を行う「長期宿泊体験推進校」を設け、他校のモデルとなる体験活動に取り組む。
- (オ) 地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画的な整備充実を図る。
- (カ) 青少年の長期自然体験の一層の普及、定着を図るため、地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得ながら、青少年を対象として、野外活動施設や農家等で、2週間程度の長期間、異年齢集団による共同生活を通じた農林漁業体験活動等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成する。
- (キ) 北海道において「わが村は美しく－北海道」運動を展開し、コンクールを実施すること等により、地域住民の主体的な参加による景観（環境）の保全・形成や地域特産物のブランド化等の取組を支援する。
- (ク) 国土構造の骨格を形成する規格の高い道路の整備を進めるとともに、民間主導が原則の高度情報通信社会の早期実現に向け、道路における情報ハイウェイ（道路管理用光ファイバー及びその収容空間）の構築を進める。
- ① 高規格幹線道路や地域高規格道路等といった規格の高い道路の整備については、投資効果を最大限発揮できるよう重点的かつ効率的な整備を進め、地域圏の自立的な発展、地域間の交流連携、交通渋滞の緩和、物流の効率化等を図る。
- ② 民間主導による光ファイバー網整備の原則のもと、事業者への負担軽減、国道等幹線道路の道路空間のさらなる活用のため、道路管理用光ファイバー網及びその収容空間（情報BOX等）を民間事業者等が活用するための環境整備を図る。
- ③ 地震等の大規模災害時における即応体制の確保等、公共施設の管理の高度化による道路の安全性・信頼性の向上を図るため、道路管理用光ファイバーを整備する。
- ④ 安全・円滑な道路交通の確保、道路利用者の利便性向上等の効果が見込まれるITS（高度道路交通システム）について、道の駅や携帯端末による道路情報の提供等地域の特性やニーズに合わせた地域段階のITSを推進する。道路の情報化とあわせ、センサー等のITS関連施設の整備を推進し、高度情報化による地域の活性化や生活の質の向上等を図る。
- (ケ) 女性や高齢者ドライバーの増加、長距離移動の増大等に対応して、一般道路においても休憩施設の整備が必要となっている。「道の駅」の整備により、このような

休憩施設と市町村等の地域振興施設を一体的に整備し、ドライバーへの多様な休憩サービスの提供を図るとともに、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を推進する。また、「道の駅」の質の向上を図るため、利用者の評価に基づく「道の駅」の推薦を行う。

- (コ) 地域経済の浮揚及び雇用の創出を図るため、地域活性化インターチェンジ制度により、一般道路事業と地方道路公社による有料道路事業を組み合わせて高速自動車国道の追加インターチェンジの整備を推進する。
- (サ) 新たな地域拠点を形成し、交流促進、地域の活性化等を図るため、高速道路等のサービスエリア（S A）・パーキングエリア（P A）及びその周辺地域について、地域の特色を活かしつつ、人の出入りを確保して一体的・計画的な整備を推進する。
- (シ) 観光資源等へつながる道路の整備に加え、拠点となる地域振興施設の整備や、地域イベントの開催を一体的・総合的に支援する地域連携総合支援事業を推進する。
- (ス) 優良田園住宅等の良質な住宅・宅地供給を促進するとともに、これとあわせた地域の交流を促進するための基盤等の整備による質の高い居住環境整備を推進する。
- (セ) 都市計画区域の定めのない町村において整備される、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり農山漁村の生活環境の改善を図る公園の整備を推進する。
- (ソ) 人々が海とみなとに親しみ、憩い楽しむことにより、地域の活性化と生活環境の向上を図るため、緑地、海浜等の親水・交流拠点の整備を推進するとともに、地域と連携したみなとまちづくりを促進する。

(2) 市民農園の整備の推進

都市住民等の農作業による健康づくりや高齢者の生きがいづくり、家族とともに土とふれあうこと等、休養・娯楽活動の場としての市民農園のニーズの高まりにこたえ、構造改革特区制度の活用等により、その整備を推進する。

(3) 都市及びその周辺の地域における農業の振興

都市及びその周辺の都市的地域における農業は、新鮮で安全な食料の供給や都市住民が農業にふれあう機会を提供する役割を有している。このため、地域住民も参加した都市農業ビジョンの策定、ビジョンに即した農業ボランティア活動の支援、農業者と住民とのふれあい・交流の場の整備等を推進する。

V 国際交渉への取組

1 WTO交渉における取組

2000年から開始されたWTO農業交渉において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項に十分配慮しつつ、「品目ごとの柔軟性」、「改革の継続性」、「輸出入国間のバランス」を確保することが可能なルールを目指してきた。

しかしながら、WTO交渉は、2003年9月のカンクン閣僚会議において先進国と途上国の対立の溝が埋まらず、農業交渉においても具体的な合意のないまま閣僚会議は閉会した。

その後、2004年3月にはWTO農業委員会特別会合が開催され、交渉が再開された。同会合においては、各国間の意見の相違は依然として残されたが、2004年7月までに枠組み合意を目指すべきという点では各国の合意が得られた。

我が国としては、今後とも、「多様な農業の共存」を基本理念とする日本提案に基づき、我が国の主張に対して関心を共有する国々を拡大するよう働きかけ、農業のもつ多面的機能の維持等の観点から品目ごとの柔軟性が確保し得る現実的で柔軟性のある貿易ルールを確立すべく、交渉に取り組む。

WTO農業交渉における各国提案等

デルベス議長案		米・EU	日本、スイス等の10ヶ国 【国内支持、輸出規律は日本提案】	インド・ブラジル等途上国グループ (G20)
市場 ア ク セ ス	<ul style="list-style-type: none"> ○関税削減等 <ul style="list-style-type: none"> ・重要品目は平均[]%、最低[]%削減（UR方式）、関税削減や関割の組合せ ・その他品目はスイス方式、無税 ・途上国は「特別品目」について関割の約束なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○関税削減等 <ul style="list-style-type: none"> ・重要品目は平均[]%、最低[]%削減（UR方式）、関税削減や関割の組合せ ・その他品目はスイス方式、無税 	<ul style="list-style-type: none"> ○関税削減等 <ul style="list-style-type: none"> ・重要品目は平均[]%、最低[]%削減（UR方式）のみ ・その他品目はスイス方式、無税 ・譲許の全体バランスの観点から関割に関する新たな約束の追加があり得る 	<ul style="list-style-type: none"> ○関税削減等 <ul style="list-style-type: none"> ・先進国について、重要品目は[]%削減、その他品目はスイス方式、無税 ・途上国はUR方式 ・先進国は関割既定 ・途上国は「特別品目」の設定により配慮
	<ul style="list-style-type: none"> ○関税上限 <ul style="list-style-type: none"> ・上限関税の設定（リクエスト・オファー方式による代替措置約束が可能）「非貿易的関心事項への配慮の観点から限定品目は例外扱い」 	<ul style="list-style-type: none"> ○関税上限 <ul style="list-style-type: none"> ・上限関税の設定（リクエスト・オファー方式による代替措置約束が可能） 	<ul style="list-style-type: none"> ○関税上限（設定に反対） <ul style="list-style-type: none"> 	<ul style="list-style-type: none"> ○関税上限 <ul style="list-style-type: none"> ・先進国のみ設定
国内 支 持	<ul style="list-style-type: none"> ・総合AMS（「黄」の政策）を[]%-[]%の範囲で削減、品目別上限 ・「青」の政策は、農業総生産額の5%を上限とし、さらに追加的削減 ・「緑」の政策の要件の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合AMS（「黄」の政策）を[]%-[]%の範囲で削減 ・「青」の政策に替わる枠組みを創設 ・「緑」の政策以外の支持を合計で削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合AMS（「黄」の政策）を[]%-[]%の範囲で削減 ・「黄」、「青」、「緑」の政策の枠組み維持 ・「緑」の政策の上限等に反対 	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易歪曲的支持の品目ごとの削減 ・「青」の政策の廃止 ・「緑」の政策の上限・削減、要件厳格化
輸出 規 律	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出補助金：一部撤廃、一部削減、段階撤廃の期日は交渉の対象事項 ・輸出信用：輸出補助金と同等の効果の方法で撤廃・削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出補助金：一部撤廃、一部削減 ・輸出信用：輸出補助金と同等の効果の方法で撤廃・削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出規制、輸出税の規律の大幅強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出補助金の全面撤廃

- ① WTOカンクン閣僚会議において共同提案を提出した10か国グループ（G10：我が国、スイス、ノルウェー、韓国等）等と連携しつつ、我が国の提案が反映された貿易ルールとなるよう交渉に臨む。
- ② WTO加盟国148か国中^(注)約100か国を占め、交渉において重要性を増している開発途上国に対し、我が国の主張に対する理解を求めるため、引き続き働きかけを行う。
- ③ 関税水準の大幅かつ画一的な引下げ等過大な要求を行っている米国やオーストラリア等の農産物輸出国（ケアンズ諸国）に対し、粘り強く働きかけを行う。
- ④ 国民の関心の高まりに対応し、農業交渉に関する情報を積極的に開示するなど、交渉過程の透明化を図り、国民的な理解のもとでの交渉を行う。

(注) カンボジア及びネパールの加盟は未発効

2 F T Aを含む経済連携への取組

F T A（自由貿易協定）は、経済全般の連携強化を図っていこうとするものであり、農林水産分野においても、万全の交渉が行われることが必要である。

当面、地理的に密接な関係にある韓国、 ASEAN諸国との協議に取り組んでいくこととし、相手国によってそれぞれ異なる、我が国農林水産業との関連度合や貿易事情等の諸事情についてできる限りの情報収集や分析を行い、農林水産省に設置された「F T A本部」を中心に、対応方針を検討し、加速するF T A交渉に積極的かつ戦略的に対応していく。

我が国のF T Aをめぐる状況

相手国	事前検討	産学官共同研究会	政府間交渉	協定署名
シンガポール	H11年11月 (次官級会談)	H12年3月～H12年9月	H13年1月～ H13年10月	H14年1月
メキシコ	H11年2月～H12年4月 (JETRO・商工省)	H13年9月～H14年7月	H14年11月～	
韓国	H13年3月～H14年1月 (ビジュネスフォーラム)	H14年7月～H15年10月	H15年12月～	
タイ	H14年9月～H15年5月 (作業部会)	H15年7月～H15年11月 (タスクフォース)	H16年2月～	
マレーシア	H15年5月～H15年7月 (作業部会)	H15年9月～H15年11月	H16年1月～	
フィリピン	H14年10月～H15年7月 (作業部会)	H15年9月～H15年11月 (合同調整チーム)	H16年2月～	
台湾	H14年6月～ (東亞経済人会議の検討会)			
インドネシア	H15年9月～ (政府間の予備的協議)			

協定締結までのプロセス

VI 団体の再編整備に関する施策

(1) 農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策

地域農業の振興や農業者の営農活動の支援を的確に行える経済事業の構築、農林中央金庫の定める農協系統信用事業の再編・強化に関する基本方針（自主ルール）に基づく農協系統金融システムの構築、経営管理委員会制度の導入等による経営管理体制の確立や農業協同組合中央会による監査体制の充実等、基本法の基本理念の実現に向けた農協系統の事業・組織の改革を引き続き推進する。

さらに、特に改革の進展が遅れている営農・経済事業を中心とした農協改革を促進していくために、国民各層の参画を得て平成14年9月から開催された「農協のあり方についての研究会」での報告（15年3月28日報告）において農協改革の基本方向が示された。この報告で示された、単位農協は経済事業等についての自立を目指し、全国農業協同組合連合会（全農）はその補完に徹する方向を目指すこと、単位農協による直接販売を拡大すること、生産資材コストを削減すること、経済事業の収支の均衡を図ること、全国農業協同組合中央会（全国中央会）が指導力を発揮して改革を推進すること、行政と農協の役割を明確に区分けすること等を踏まえた施策を引き続き実施する。

また、上記報告及び15年10月に開催された第23回JA全国大会における決議も踏まえて、全中がその指導事業に関する基本方針を決定・公表することとともに、農協に対する監査の機能を全中に集約することとする。そのほか、農協の経営情報の一層の開示、農協の共済事業の一層の健全性の確保と共済契約者保護の充実、農協の信用事業にかかる保証機能についての一層の健全性の確保等の措置を講ずるため、「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案」を、第159回国会に提出したところである。

また、農協系統の改革への取組を絶えず点検するため、全農への業務改善命令に対する全農からの四半期ごとの業務改善状況の報告に際し、聞き取り・指導を行うなど、必要に応じて適宜系統からの聞き取り・指導を実施する。

さらに、農協系統の適正な事業運営を確保するため、引き続き農協系統に対する検査を実施する。

(2) 農業委員会系統組織の再編整備に関する施策

15年4月に公表された「農業委員会に関する懇談会」報告及び6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を踏まえ、農業委員会の設置にかかる市町村の自主性を高めるとともに、その効率的な業務運営を確保するため、「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出した。これにより、農業委員会をおかないことができる市町村にかかる農地面積の算定方法を見直すほか、選挙による委員の下限定数を条例に委任するなどの措置を講ずる。同法案の施行及び市町村合併の進展に伴い求められる、農業委員会組織のスリム化、業務の効率化に対応して、以下の事業等を講ずることとし、農業委員会活動の充実・重点化を図る。

- ① 市町村合併に伴う農業委員会活動の広域化、業務量の増加等を踏まえ、地域における情報収集体制の支援、農業委員等の資質の向上及び農業委員会の活動評価の実施を

推進する事業

- ② 農業委員会の有する農地等情報を担い手への利用集積等に効率的に活用するための農地地図情報化等の電子化事業、及び市町村合併に対応してこれらの情報を相互利活用するためのネットワークシステムを構築する事業

また、農業委員会による担い手育成及びこれへの農用地の利用集積並びに遊休農地の解消に取り組み、優良農地を確保し、その十全な利用を確保するための活動を重点的に進める。

さらに、都道府県農業会議及び全国農業会議所による農用地の利用集積、新規就農の促進、農業経営の法人化等の取組を支援する。

(3) 農業共済団体の再編整備に関する施策

農業共済事業の安定的な事業運営基盤の確保を図るため、農業共済組合等の広域化を着実に推進するとともに、平成11年における農業災害補償制度の改正により導入された農業共済事業の二段階制について、地域の意向を踏まえた適切な指導を行う。

(4) 土地改良区の再編整備に関する施策

土地改良区は、食料の安定供給の基盤となる農地や農業水利施設を整備するとともに、造成された施設を管理する中心的な団体であり、農業の持続的な発展や国土・環境保全に大きな役割を担っている。また、近年、農業水利施設の管理等に当たっては、都市化・混住化の進展に対応して、地域住民と一体となって行う環境との調和に配慮した施設管理等、より適切かつ効率的な施設管理が期待されている。

一方、現状では、零細・小規模で財政基盤が脆弱なため、その役割を十分に果たせなくなってきた土地改良区が多数存在している。

このため、水利系統単位または市町村合併を踏まえた市町村単位での土地改良区の統合整備を推進し、事業運営基盤の強化を図ることを目標に、広域的な統合整備構想の策定及び合併等に対する助成措置を実施する。

VII その他重要施策

1 米政策改革大綱の具体化に向けた取組

水田農業の閉塞状態を開拓するために平成14年12月に決定された米政策改革大綱では、遅くとも22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指すことが定められた。改革が本格的なスタートを切る16年度においては、4月1日に生産調整の見直し、計画流通制度の廃止等を内容とする改正食糧法（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の一部改正法、15年7月公布）を施行するとともに、以下のような施策を講ずる。

（1）需給調整

ア 生産目標数量の設定

17年産米の全国及び都道府県別の生産目標数量については、客観的な需要予測を基礎に設定する。

イ 基本指針の策定

国は食料・農業・農村政策審議会の助言を得て、透明な手続きのもとに、米の需給動向、需給見通し、国の方針からなる「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を7月、11月、17年3月に策定・公表し、需給に関する情報提供を行う。

ウ 集荷円滑化対策

需要を上回って生産された豊作による過剰米に対して、その販売可能価格に見合った短期融資を行い、需要に応じた米づくりを促進するとともに、出来秋の段階で市場から隔離することにより、米価の下落を防止する。

（2）助成金体系の転換

ア 産地づくり対策

地域の多様な取組にこたえられるよう、これまでの全国一律の要件、単価による米の生産調整の助成体系から転換し、地域自らの発想のもとに作成する地域水田農業ビジョンの実現に向け、需要に応じた作物生産を図るとともに、水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待にこたえる産地を育成する地域の取組を支援する。

イ 稲作所得基盤確保対策

生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者に対し、生産調整の優遇措置として、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて稲作所得を補てんする措置（稲作所得基盤確保対策）を講ずる。

また、本対策においては、一定の条件のもとで基本的仕組みを変更して、産地づくり対策との間で資金を融通することができる。

ウ 担い手経営安定対策

米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策に整合的に上乗せし、稲作収入の安定を図る助成措置を講ずる。

(3) 流通制度の改革

ア 米穀安定供給確保支援機構

創意工夫を發揮できる米ビジネスを発展させ、需要に応じた売れる米づくりを流通面から促進する観点から、計画流通制度を廃止する。

一方、計画流通制度の廃止により、安定的な通年流通が阻害されるなどのそれがあることから、米穀の安定供給の確保に資する取組を支援する法人を「米穀安定供給確保支援機構」として指定し、安定的な長期契約等、民間事業者の米穀の安定供給の確保に向けた自主的な取組等に対して債務保証等の支援を講ずる。

イ 米穀価格形成センター

計画流通制度の廃止に伴い、現行の「自主流通米価格形成センター」の名称を「米穀価格形成センター」と改める。また、センターにおける売買取引については、義務上場を廃止する一方、多様な取引関係者の参加を認めるほか、取引監視機能を充実することにより、取引の公正・中立性を確保する。なお、取引の場を制度的に一つに限ることはせず、複数の取引の場の設置を妨げないこととする。

ウ 国の備蓄運営

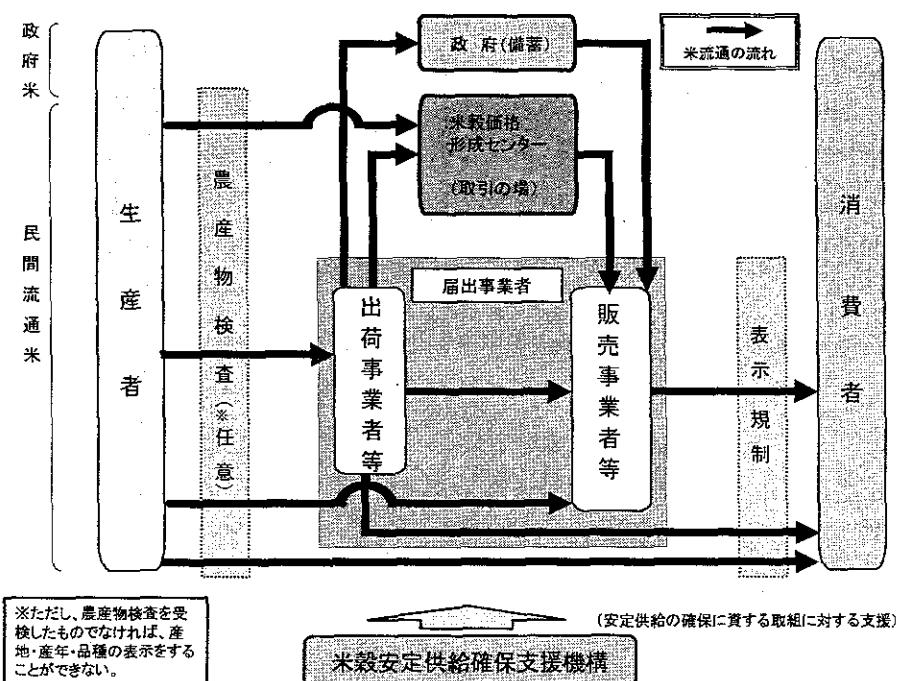
政府備蓄については、「備蓄運営研究会報告」(13年12月)に基づき、100万トン程度を適正備蓄水準として運営する。

また、需要に見合った売れる米づくりを推進する観点から、入札を基本とする買入れ・売渡しを実施する。

エ 出荷販売業者の届出制の導入等

平常時から米の流通実態を把握するため、一定規模の米の出荷または販売の事業を行う者についての届出制を導入するとともに、帳簿の備え付けを義務付ける。

<新たな米流通のイメージ>



(4) 消費者対策の拡充

ア トレーサビリティの確立

米に関し、農産物検査情報を起点とし、生産者、生産地、生産・流通履歴等を容易に確認できるトレーサビリティシステムの導入を促進する。

イ 農産物検査の信頼性の確保等

計画流通制度の廃止に伴い、米に関する農産物検査の義務検査は廃止する（農産物検査法の改正）が、市場を通じて消費者、実需者及び流通業者等に選択される農産物検査への改善を図る観点から、農産物検査員の研修強化や定期的な技能確認の実施による農産物検査の信頼性の確保を図るとともに、受検機会の拡大や受検結果の利活用が図られるようとする。

ウ 安全性確保の取組

消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりにこたえ、消費者が安心できる米を供給していくため、農薬の使用基準遵守の義務化、その適正使用の徹底、農薬の使用状況にかかる記帳の推進、農業者団体や国・地方公共団体による残留農薬等の実態調査の実施等を通じた生産現場における安全性の確保・確認体制を整備する。

また、米のトレーサビリティシステムを用いた消費者に対する農薬の使用状況や残留農薬分析結果等安全性にかかるデータの積極的提供を推進する。

エ 日本型食生活の推進

米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及、食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により、広範な国民運動を展開する。

2 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

農林水産統計については、構造改革の推進等農林水産施策全般の改革と新たな展開方向に即し、多様な食料消費、農林水産業・食品産業の実態等を的確に把握するための統計調査を効率的・重点的に実施する。

- (1) 多様な食料消費を把握するため、「地産地消」等の取組状況の実態を調査するとともに、家庭における食品使用及び食品の食べ残し・廃棄の調査について、中食についての実態把握を追加する。また、水産物の生産から小売に至る物流の全体像を把握する。
- (2) 我が国農林業・農山村の基本構造とその変化の把握及び農林業施策の新たな展開方向に即して2005年農林業センサス（すべての農家、林家等を対象として生産構造、就業構造を把握する調査）においては、事業体調査は経営という視点で一元的に把握する調査体系、地域調査は農林業・農山村の有する多面的機能等を一体的に把握する調査体系へ見直して行う。
- (3) 農業構造改革に向け、農業生産における多様な担い手の経営多角化の実態を把握するとともに、地域・営農類型ごとの農業経営の実態を把握する。
- (4) 「バイオマス・ニッポン総合戦略」や資源循環型農業の的確な推進に資するため、特殊肥料の生産方法、生産量等を把握する。

(5) 農林水産統計情報総合データベースを充実し、インターネットによる提供を促進する。

3 農林水産分野の情報化と電子政府の実現

「e-Japan戦略Ⅱ」及び「e-むらづくり計画」等に基づき、情報技術を活用して豊かで安心できる食生活を実現するとともに、効率的な農林漁業の展開や農山漁村の生活環境の向上を推進する。このため、農山漁村地域における情報通信基盤の整備、情報技術を指導する人材としての普及員等の育成、無線ICタグを活用した新たな物流管理技術やトレーサビリティシステムの開発等を実施する。

また、「電子政府構築計画（2003～2005年度）」に基づき、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化等を図るため、電子申請システムを24時間365日安定的に稼働させる環境を整備するなど、農林水産行政の情報化を推進する。

VII 施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1 政策評価

農林水産省では、食料・農業・農村基本法において、食料・農業・農村に関する情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、食料・農業・農村基本計画を変更するものと規定されていることから、他省庁に先駆けて、同基本計画の計画期間初年度に当たる平成12年度から政策評価を実施している。

また、13年1月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現等を目的とした政策評価制度が全府省に導入されるとともに、14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行されている。

16年度においても、同法に基づく「農林水産省政策評価基本計画」等に則して、政策評価を引き続き積極的に推進し、効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を一層図る。

(1) 実績評価

農林水産施策は、国民生活全般とのかかわりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されている。このため、農林水産省はすべての主要な農林水産行政分野を対象に、あらかじめ目標を設定し定期的（1年ごと）にその目標に対する実績を測定する実績評価を行うこととしている。16年度においてもすべての主要な農林水産行政分野を対象に実績評価を引き続き実施する。

また、政策分野ごとに複数の政策手段が講じられていること等に起因して、実績評価においては個々の政策手段まで検証することが困難な面がある。このため、実績評価において関連する政策手段の点検・見直しが必要と考えられるものを対象に、その効果を検証・評価する政策手段別評価を引き続き実施する。

これらの評価結果を踏まえ、実績評価において達成度の低い政策分野の政策手段、政策手段別評価において必要性の特に低い事業については、廃止を含め抜本的検討を行い、評価結果を適切に政策に反映する。

(2) 総合評価

総合評価は、様々な角度から掘り下げた検討が必要な課題について、政策や施策と捉えられる行政活動のまとめを対象に、選択的かつ重点的に実施するものである。16年度においても、引き続き政策評価として評価手法の開発等を図りつつ、総合評価を計画的に推進する。

(3) 事業評価

事業評価は、個々の事業の採否の決定や見直し等に資するため、費用対効果分析等の手法により事前、期中、完了後に評価・検証を行うものである。農林水産関係の公共事業及び研究開発に対しては、既に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において義務付けられた範囲を超えて事業評価を実施している。

公共事業については、以下の3つの評価を行う。

- ① 事業の採択にあたり、費用対効果分析等の実施による事前評価
- ② 事業採択から5年ごとに、進捗状況や社会経済情勢の変化等を評価し、必要に応じて事業を見直す期中の評価
- ③ 事業完了後に、事業効果の発現状況等を評価し、今後の事業のあり方等に適切に反映させるための完了後の評価

また、その効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、期中の評価における費用対効果分析の導入をより一層進めるとともに、評価に用いたデータ等情報の公開、精度向上への取組等、評価手法等の改善を行う。

2 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情のもとで限られた予算を最大限有効に活用する観点から、引き続き財政措置の効率的かつ重点的な運用に努める。また、類似の事業について重複投資を行わないよう、関係府省が連携して計画的に事業を実施する。

3 情報受発信の推進

国民の意識や関心、施策への意見等を的確に把握し、施策の立案等へ反映させるとともに、政策立案の透明性の確保を図る観点から、ホームページ上における動画配信やメールマガジン等の各種媒体・手段を活用し、政策課題や施策内容等、国民のニーズに即した情報の受発信を実施する。

また、その一環として、広域なネットワークを有する統計・情報センターにおいて、直接国民からの要望、意見を対面で聞き取る取組を強化するとともに、情報を提供・収集する催しを実施する。

4 コスト構造改革

事業を効率的に進めるため、農林水産公共事業について引き続き「コスト構造改革プログラム」に基づきコスト縮減の取組を推進する。

具体的には、以下の事項に取り組み、「工事コストの縮減」、「事業便益の早期発現」及び「維持管理費の縮減」による総合コスト縮減率で、平成19年度までの計画期間内に14年度と比較して15%の縮減を目指す。

- ① 事業の重点化・集中化や資源の循環利用を促進する効率性の向上
- ② 弹力的な計画・設計等の促進や既存施設の長寿命化等による設計等の最適化
- ③ 民間技術力を活用する入札契約方式や電子入札の導入等による調達の最適化
- ④ 住民参加による地域構想の策定等による地域特性の重視
- ⑤ 入札契約情報等を公表する透明性の向上

5 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携

地域の自主性と創意工夫の發揮等の観点から、国と地方が適切に役割を分担しつつ行うとともに、地域の主体的取組の推進が図られるよう地方単独施策にかかる措置を講ずる。

特に公共投資の分野では、地域住民、NPO、民間企業等の多様な主体の参画と連携を促進し、民間主体の資金や能力を適切に活用するPFI手法の導入を図るとともに、国の関与を大幅に縮減することにより、市町村がより高い自由度を有し、地域の創造力を活かした個性あるむらづくりを推進する。

参考 平成16年度に開催予定の審議会等

審議会等の名称	検討内容	開催期間	ホームページ掲載		事務局 (連絡先)
			会議資料	議事録	
食料・農業・農村政策審議会	食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項を調査審議	継続的に審議	○	○	大臣官房企画評価課(3597-1689)
食料・農業・農村政策審議会企画部会	食料・農業・農村基本計画の策定及び変更並びに推進に関するものを調査審議	継続的に審議	○	○	大臣官房企画評価課(3597-1689)
食料・農業・農村政策審議会施策部会	16年度の食料・農業・農村の動向を踏まえ、17年度の講じようとする食料・農業・農村施策について調査審議	継続的に審議	○	○	大臣官房情報課 情報分析室 (3501-3883)
食料・農業・農村政策審議会統計部会	平成17年産水稻10a当たり平年収量の諮問	継続的に審議	○	○	大臣官房統計部 統計企画課 (3502-5631)
食料・農業・農村政策審議会統計部会 農作物平年収量小委員会	平成17年産水稻10a当たり平年収量の諮問の審議	継続的に審議	○	○	大臣官房統計部 統計企画課 (3502-5631)
食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会	食料の安定供給の確保に関する施策にかかるものを調査審議	継続的に審議	○	○	総合食料局食料企画課(3501-3884)
食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会 食料需給予測部会	「海外食料需給レポート2004(仮称)」について調査審議 食料の安定供給の確保に資する分析検討事項等について審議	継続的に審議	○	○ (議事概要)	総合食料局食料企画課(3502-3884)
食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会 食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とする飲食料品の安定供給の確保に関する施策にかかるものを調査審議	継続的に審議	○	○	総合食料局食料企画課(3501-3884)
食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会	食料の消費の改善及び安全性の確保に関する施策にかかるものを調査審議	継続的に審議	○	○	消費・安全局消費・安全政策課 (3591-4963)
食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会 家畜衛生部会	食料の消費の改善及び安全性の確保に関する施策のうち、家畜衛生にかかるものを調査審議 家畜伝染病予防法の規定により、食料・農業・農村政策審議会の権限に属させられた事項を処理	継続的に審議	○	○	消費・安全局衛生管理課(3502-8206)
食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会 家畜衛生部会 衛生管理小委員会	家畜衛生部会の所掌事務のうち、衛生管理にかかる専門的、技術的な助言	継続的に審議	○	○	消費・安全局衛生管理課(3502-8206)
食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会 家畜衛生部会 牛豚等疾病小委員会	家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病にかかる専門的、技術的な助言	継続的に審議	○	○	消費・安全局衛生管理課(3502-8206)
食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会	家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病にかかる専門的、技術的な助言	継続的に審議	○	○	消費・安全局衛生管理課(3502-8206)

審議会等の名称	検討内容	開催期間	ホームページ掲載		事務局 (連絡先)
			会議資料	議事録	
食料・農業・農村政策審議会 生産分科会	農業生産の振興に関する施策にかかるものを調査審議	継続的に審議	○	○	生産局総務課(3591-8447)
食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 果樹部会	平成16年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針及びりんご適正生産出荷見通しについて調査審議	継続的に審議	○	○ (議事概要)	生産局果樹花き課(3501-3081)
食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 甘味資源部会	平成20年度の国内産糖の目標生産費等について調査審議	継続的に審議	未定	○	生産局特産振興課(3501-3814)
食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 畜産企画部会	「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜及び鶏の改良増殖目標」の策定のための調査審議	継続的に審議	×	○	生産局畜産部畜産企画課(3501-3881)
食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 畜産物価格等部会	平成17年度の指定食肉の安定価格、加工原料乳の補給金単価等畜産の生産振興に関する施策について調査審議	継続的に審議	×	○	生産局畜産部畜産企画課(3501-3881)
食料・農業・農村政策審議会 経営分科会	農業災害補償法の施行に関する重要事項を調査審議	継続的に審議	○	○ (議事概要)	経営局保険課(3502-1320)
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会	農村振興に関する施策にかかるものを調査審議	継続的に審議	○	○	農村振興局農村政策課(3502-5999)
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会	国際かんがい排水委員会に関する事項及びかんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議	継続的に審議	○	○	農村振興局事業計画課(3501-3748)
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 企画小委員会	農業農村整備の推進に関する基本事項を調査審議	継続的に審議	○	○	農村振興局事業計画課(3501-3748)
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会	土地改良事業計画設計基準及び土地改良施設管理基準の制改定並びに農業農村整備事業の実施に必要な技術的課題に関する事項を調査審議	継続的に審議	○	○	農村振興局事業計画課(3501-3748)
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 国際小委員会	国際かんがい排水委員会の活動に関する事項及び農業農村整備分野の国際協力の推進に関する事項を調査審議	継続的に審議	○	○	農村振興局事業計画課(3501-3748)
野菜政策に関する研究会	野菜の構造改革対策の検証、生産・流通・消費対策、野菜価格安定制度及び需給安定対策の検討	継続的に審議	○	○ (議事概要)	生産局野菜課(3501-0984)
植物新品種の保護に関する研究会	植物新品種の保護の強化について検討	平成16年4月~	○	○ (議事概要)	生産局種苗課(3591-0524)
植物検疫に関する研究会	植物検疫をめぐる情勢の変化に的確に対応するための今後の我が国の植物検疫のあり方について検討	継続的に審議	○	○ (議事概要)	消費・安全局植物防疫課(3502-3383)

審議会等の名称	検討内容	開催期間	ホームページ掲載		事務局 (連絡先)
			会議資料	議事録	
消費者等との定例懇談会	農林水産行政に対する消費者の理解の促進を図る	継続的に開催	×	○ (議事概要)	消費・安全局消費者情報官(3502-8504)
消費者・生産者・食品事業者等との懇談会	「生産者等と消費者の顔の見える関係づくり」の方策を検討	継続的に開催	○	○ (議事概要)	消費・安全局消費・安全政策課(3591-4963)
食品の表示に関する共同会議(農林物資規格調査会表示小委員会と薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会の共同開催)	食品衛生法及びJAS法に共通する食品の表示基準全般について調査審議	継続的に審議	○	○ (議事概要)	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課(3595-2341) 消費・安全局表示・規格課(3501-3727)
農林物資規格調査会	JAS法の規格の見直し、表示項目等について調査審議	継続的に審議	×	○	消費・安全局表示・規格課(3501-3727)
農林物資規格調査会部会	JAS法の規格の見直し、表示項目等について専門的に検討	継続的に審議	×	○ (議事概要)	消費・安全局表示・規格課(3501-3727)
JAS制度のあり方検討会	今後のJAS制度のあり方について調査審議	継続的に審議	○	○ (議事概要)	消費・安全局表示・規格課(3501-3727)
生鮮食料品流通情報懇談会	流通情報の今日的役割、国と民間団体との役割分担及びその他関連する事項について検討	継続的に開催	○	○ (議事概要)	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室(3502-5686)
経営構造対策の在り方に関する研究会	平成17年度以降の経営構造対策のあり方について検討	継続的に審議	○	○ (議事概要)	経営局構造改善課(3501-3768)
中山間地域等総合対策検討会	中山間地域等直接支払制度及び中山間地域等総合振興対策にかかる意見の聴取	継続的に審議	×	○ (議事概要)	農村振興局地域振興課(3501-8359)
バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ	バイオマスの利活用推進に当たり、民間・有識者等から意見を聴取	継続的に審議	○	○	大臣官房環境政策課資源循環室(3501-3964)
自然再生専門家会議	自然再生事業の実施に関する計画及び自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進について検討	継続的に審議	○	○	環境省自然環境局自然環境計画課(5521-8275)
農林漁業保険審査会	農林漁業にかかる各種保険制度において、政府を相手として提起する訴えに関する審査	継続的に開催	○	○	経営局保険課(3591-8657)
農業資材審議会 機械化分科会 基本方針部会	高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針の制定に関する検討	継続的に審議	○	○	生産局農産振興課(3591-4958)
農業資材審議会 機械化分科会 検査部会	平成17年度において型式検査を行う農機具の種類の検討	継続的に審議	○	○	生産局農産振興課(3591-4958)

審議会等の名称	検討内容	開催期間	ホームページ掲載		事務局 (連絡先)
			会議資料	議事録	
農業資材審議会 種苗分科会	品種登録制度における農林水産植物の重要な形質及び登録品種等の利用に関する裁定について審議	継続的に審議	○	○	生産局種苗課 (3591-0524)
農業資材審議会 飼料分科会	飼料安全法に基づく省令の改正等に関する審議	継続的に審議	×	○ (議事概要)	消費・安全局衛生管理課(3502-8097)
農業資材審議会 飼料分科会 家畜栄養部会	飼料の公定規格の改正について	継続的に審議	×	○ (議事概要)	消費・安全局衛生管理課(3502-8097)
農業資材審議会 農薬分科会	特定農薬の指定、農薬使用基準の策定にかかる意見の聴取	継続的に審議	○	○	消費・安全局農産安全管理課農薬対策室(3501-3965)
農業資材審議会農薬分科会 特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬専門委員会合同会合	特定農薬の指定にかかる意見の聴取	継続的に審議	○	○	消費・安全局農産安全管理課農薬対策室(3501-3965)
飼料問題懇談会	今後の飼料政策の展開方向に関する実行プログラム(工程表)の審議等	継続的に開催	×	○	生産局畜産部畜産振興課(3591-6745)
農林水産省政策評価会経営局専門部会	政策評価手法の検討、評価の計画、実施の状況、政策への反映その他政策評価の推進上必要な事項の検討	継続的に審議	○	○	経営局経営政策課政策評価班 (3501-3742)
独立行政法人評価委員会 農業分科会	農林水産省所管独立行政法人の評価等について調査審議	継続的に審議	×	○	生産局総務課 (3591-5589)
独立行政法人評価委員会 農業技術分科会	農林水産省所管独立行政法人の評価等について調査審議	継続的に審議	○	○	技術会議事務局 技術政策課 (3502-0904)

注1) 審議会等の順番については、はじめに食料・農業・農村政策審議会関係の各部会を、その下に、本文Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷの記述順に関係すると思われる審議会等を並べた。

注2) 省名が書いていない事務局は農林水産省である。

* 農業分科会においては、掲載していない。